

江東区こども計画 構成案について

第1章 はじめに ～計画の策定にあたって～

1-1 計画の背景・主旨・目的

こども基本法・こども大綱の制定をふまえ策定する旨を記載。

1-2 計画の位置づけ

①法的位置づけと包含する計画

「こども計画」はこども基本法に基づく計画であり、こども大綱の内容を踏まえ策定する。

また、以下の計画について包含する。

- 子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）
- 子供の貧困対策計画（子供の貧困対策の推進に関する法律）
- 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）
- 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法）

②関連計画との整合

都・区の上位計画・関連計画を整理する。

1-3 計画の対象

本計画の対象は、おおむね 18 歳までとし、切れ目のない支援が必要な場合など、施策によってはそれ以上の年齢の若者も対象とする。

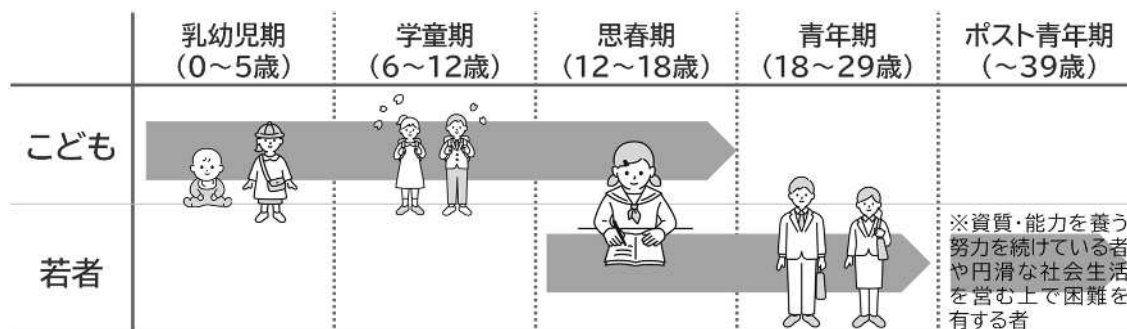
また、「子育て当事者」も対象とするほか、こども・若者・子育て当事者に関わる人・団体・地域等も対象とする。

参考）こども大綱による定義

「こども基本法において『こども』とは『心身の発達の過程にある者をいう。』とされている。これは、18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している。」

*「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね 18 歳まで）、「青年期」（おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

■こども・若者のライフステージ(イメージ)



1-4 計画の期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度の5か年とする。

1-5 計画の策定体制

「江東区こども・子育て会議」、「江東区こども・子育て支援推進委員会」を設置し、策定を進める。
また、策定にあたっては、こども・若者や支援団体・組織の声を聞く機会として、アンケート・ヒアリング（令和5年度実施）やワークショップ（令和6年度実施）を行う。

第2章 江東区のこども・若者を取り巻く環境

2-1 統計からみる現状

計画に関連のある統計を掲載する。

- 全体
 - ー区の人口及び計画の対象年齢別・地区別人口の推移
 - ー世帯数、こどものいる世帯数の推移
 - ー人口動態の推移（自然動態・社会動態）
- こども若者関連
 - ー障害児数の推移
 - ー外国籍人口（こども・若者）の推移
 - ー不登校児童・生徒数の推移
 - ーいじめ認知件数の推移
 - ー若年無業者の推移
 - ー虐待の通報・虐待種別件数の推移
 - ーこどもの自殺者数の推移
- こどもの貧困・ひとり親家庭関連
 - ーひとり親家庭世帯数の推移
 - ー生活困窮層の割合（アンケート結果があれば）
 - ー就学援助・ひとり親手当・生活保護等の受給者数の推移

- 子ども・子育て支援関連
 - ー教育・保育施設の定員数と利用状況の推移
 - ー保育所待機児童数の推移
 - ー学童クラブ利用状況の推移
 - ー学童クラブ待機児童数の推移
 - ー子育てひろば事業利用者推移
 - ーリフレッシュひととき保育利用者数の推移
 - ーファミリーサポート事業の会員数（利用・提供とも）の推移
- 次世代育成支援関連
 - ー合計特殊出生率の推移
 - ー女性の年齢別労働力率の推移
 - ー共働き夫婦世帯の推移

2-2 現行計画の進捗状況

区の実施状況をまとめる。

2-3 アンケート・ヒアリング結果等からみる現状

アンケート・ヒアリング等の結果概要を掲載する。

第3章 計画の基本的な方針

3-1 計画の基本理念

トレンドワード（こどもまんなか、ウェルビーイングなど）、こども条例、こどもの意見から拾えるキーワードを参考に基本理念を設定する。

参考) こども大綱が示す「こどもまんなか社会」
 ～全てのこども・若者が**身体的・精神的・社会的に**
幸福な生活を送ることができる社会～

3-2 計画の基本目標

「こども計画」としての体系の大枠を設定する。

3-3 計画の指標

計画の進捗を確認する指標を設定する。

第4章 施策の展開

基本目標を踏まえた施策体系、基本目標ごとの施策展開を掲載する。

第5章 教育・保育、地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保 方策

5-1 区域の設定

現行計画同様に、以下の通り設定する。

- 1号認定（幼稚園利用）、地域子ども・子育て支援事業
⇒ 区全体で1区域
- 2・3号認定（保育所利用）
⇒ 3区域（城東・深川・臨海）

5-2 年少人口の予測

計画期間中の年少人口の見込みを掲載。長期計画の推計を用いる。

5-3 教育・保育事業の見込み・確保方策

1～3号認定の需給を見込む。

5-4 地域こども・子育て支援事業の見込み・確保方策

既存の13事業に加え、児童福祉法改正に伴う新規位置づけの事業についても見込みを立てる予定。

■既存13事業

- ① 時間外保育事業（延長保育事業）
- ② 放課後児童健全育成事業（学童保育）
- ③ 地域子育て支援拠点事業
- ④ 一時預かり事業及び預かり保育事業
- ⑤ 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ⑥ 病児・病後児保育事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧ 利用者支援事業
- ⑨ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑩ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

- ⑪妊婦健康診査
- ⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

■新規予定事業（今後変更の可能性あり）

- こども誰でも通園制度
- 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）
- 児童育成支援拠点事業（子どもの居場所支援）
- 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）
- 地域子育て相談機関 ※利用者支援事業の一部
- 妊婦等包括相談支援事業 ※利用者支援事業の一部

5-5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

教育・保育の提供体制確保策を掲載する。

第6章 計画の推進体制

6-1 計画の推進体制

庁内外の推進体制を記載する。

6-2 進捗管理

P D C Aサイクルで進捗管理を行う旨を記載する。

資料編

策定経過、開催会議体の名簿、会議体の設置要綱等、用語解説 など